

## 東京女子医科大学東医療センターの建設及び運営等に関する覚書

足立区（以下「甲」という。）と学校法人東京女子医科大学（以下「乙」という。）は、平成27年4月28日に取り交した「東京女子医科大学東医療センター移転に関する覚書」の第2条第1項に基づき、今後乙により新たに建設される東医療センター（以下「新東医療センター」という。）の建設及び運営等に関して、以下のとおり覚書の取り交しを行う。

### （目的）

第1条 甲と乙は、甲が選定し今後取得する第3条に示す「移転候補地」への東京女子医科大学東医療センターの移転について、甲の意思決定と乙の理事会の承認に基づき、本覚書を取り交わすものである。

### （基本協定の締結）

第2条 甲と乙は、本覚書に基づき引き続き協議調整を進め、新東医療センターの建設及び運営等に関して、双方の合意のもとに、「東京女子医科大学東医療センターの建設及び運営等に関する基本協定書（仮称）」（以下「基本協定書」という。）を締結するものとする。

2 前項の基本協定書は議案として足立区議会に付し、足立区議会において可決承認された場合に、締結することができる。

### （移転候補地）

第3条 甲が確保する移転候補地は、次の通りとする。

（1）所在地：足立区江北四丁目22、23番（住居表示）

（2）地積：約26,500㎡

なお、正確な地積は、今後の測量により決定される予定であり、基本協定書において正確に表記することとする。

2 甲は、平成29年度末を目標に東京都からの用地取得に取組み、平成30年度には、新東医療センター建設敷地として乙に貸付できるよう取組むこととする。

### （敷地の貸付方針）

第4条 敷地の貸付方針は、次に定める通りとする。

（1）貸付期間

貸付期間は50年間とする。なお、甲乙協議により延長することができる。

（2）賃料

賃料額は、甲乙協議により決定する。ただし、当初の20年間は、無償で貸し付けるものとし、また甲乙協議により概ね10年単位で無償貸付期間を延長する

ことができるものとする。

(3) 権利金

乙は、甲に対し、無償貸付期間の経過後速やかに、甲の定める基準に従い権利金を支払うものとする。

(4) 保証金

なし

(5) 減額率

月額賃料及び権利金には一定の減額率を適用する。月額賃料及び権利金の減額率は、各々、病院の区政貢献、地域貢献、高度な医療の提供や経営状況等を勘案して協議により決定するが、月額賃料及び権利金から9割に相当する額を減額することを原則とする。

(6) 中途解約

甲及び乙は、敷地の貸付契約を当初20年間は中途解約することができない。無償貸付期間を延長した場合及び有償で敷地の貸付契約を締結した場合も同様とする。甲又は乙は、やむを得ず中途解約する場合は、その手続き等について双方協議の上定める。

2 敷地の貸付方法、貸付条件の詳細等については、今後、本覚書に基づき甲と乙が協議調整を行い、基本協定書及び敷地の貸付契約にて定めるものとする。

(移設（開設）予定時期)

第5条 移設（開設）予定時期は、平成33年度とする。

(病院規模、病院ベッド数（病床数）)

第6条 新東医療センターの病院規模、病院ベッド数は、以下を想定とする。

(1) 病院規模

約44,000～49,500㎡(延床面積)

(2) 病院ベッド数（病床数）

450床

(病院機能)

第7条 乙は、新東医療センターにおいて、次の各号に定める病院機能を実現する。

(1) 三次救急を担う救命救急センター

(2) 地域災害拠点中核病院

(3) 高度急性期病院

(4) 地域医療支援病院

(5) がん診療機能

(6) 周産期母子医療センター

2 新東医療センターの診療科目等については、本覚書に基づき甲と乙が協議調整

を行い、基本協定書にて定めるものとする。

(施設用途)

第8条 乙が整備する新東医療センターの主たる施設用途は次の各号に定める通りとする。

- (1) 大学病院（駐車場等を含む）
- (2) 看護専門学校
- (3) 研修医・看護師寮
- (4) 院内保育所

(事業費の負担)

第9条 新東医療センターの施設等の建設及び医療機器の整備にかかわる事業費は、乙が負担する。

(建設費等の助成方針)

第10条 新東医療センターの施設等の建設等に対する甲の助成費は、次の通りとし、その詳細は基本協定書にて決定する。

(1) 建築助成費

大学病院等を対象とする建築助成費の金額は、その建設費から国・都等の補助額を除いた額の2分の1に相当する額（ただし、80億円を上限とする。）とする。

(2) 先進高額医療機器の助成費

区が要望した病院機能の充実や付加機能を対象とする先進高額医療機器の導入（開院後1年以内に導入するものも含む。）への助成費の金額は、その総額から国・都等の補助額を除いた額の2分の1に相当する額（ただし、5億円を上限とする。）とする。

(停止条件)

第11条 本覚書の条項のうち、議案として足立区議会に付さなければならないものについては、足立区議会における議案可決を停止条件とする。

(病院運営等に関する協議会の設置)

第12条 甲と乙は、区民及び地域の医療関係者等の意見を新東医療センターの整備及び運営に反映させるため、お互いが協力して協議会を設置するものとする。

2 前項の協議会の設置、構成員及び運営方法等については、甲と乙が別途協議して定めるものとする。

(本覚書の失効)

第13条 本覚書は、第2条第2項による基本協定書が締結されたときに失効するものとする。

(疑義の処理)

第14条 本覚書に定めのない事項及び本覚書に定めた事項について疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して決定するものとする。

(誠実協議)

第15条 甲と乙は、医療政策、地域の医療需要、病院経営状況の変化、移転候補地の取得状況等により、本覚書、基本協定書及びその他の合意事項につき、見直す必要が生じた場合には、誠実に協議して解決にあたるものとする。

(旧覚書の失効)

第16条 平成27年4月28日に甲と乙が取り交した「東京女子医科大学東医療センター移転に関する覚書」は、本覚書の取り交わしをもって効力を失うものとする。

本覚書の取り交わしの証として本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成29年4月5日

甲 住 所 東京都足立区中央本町一丁目17番1号

職氏名 足立区 代表者 区長 近藤 弥生 ④

乙 住 所 東京都新宿区河田町8番1号

職氏名 学校法人 東京女子医科大学

理事長 吉岡 俊正 ④